

## 年金制度改革関連法案

### 参議院厚生労働委員会で可決、14日本会議で成立

11月16日に「年金資格短縮法案（高齢基礎年金の受給資格である保険料納付済み期間の要件を25年から10年に短縮）」が成立するなど、今国会で公的年金の制度改革が行われました。

12月13日に「年金制度改革関連法案」（公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案）の質疑が、参議院厚生労働委員会で行われ、総理大臣に対する質疑の後、採決され、可決しました。

13日の午前に行われた総理に対する質疑では、質問に立った民進党・川合孝典議員が、同委員会で石橋通宏議員が提出を求めていた、過去20年間の賃金・物価下落のトレンドをふまえた、本法案による影響試算の提出を繰り返し求めました。これに対し安倍総理は「デフレ脱却に成功したが、さらに賃金が着実に上昇する経済を作り上げていくこととしており、賃金が下

落する前提で計算する必要はない」と繰り返し答弁。これに対し民進党は強く反発。理事間協議のため何度も質疑が中断され、総理入りの質疑では異例の事態となりました。

理事間協議でも結論が出ず、与野党国対委員長会談が行われることとなり、再開された委員会で、塩崎厚生労働大臣が資料を提出することを明言しました。

午後には総括質疑が行われ、民進党の議員らが質問に立ち、その後の討論で反対討論を行いました。与党などの賛成多数で可決しました。

なお、「更なる適用拡大の速やかな検討開始」、「適用・徴収体制の推進のため日本年金機構の組織体制の見直し」など8項目の附帯決議が行われました。

12月14日の参議院本会議でこの関連法案は与党などの賛成多数で可決・成立しました。

#### <年金制度改革関連法案 概要>

##### 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（2016年10月実施）

・500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）

※501人以上の企業等を対象に、2016年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

##### 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後機関の保険料の免除（2019年4月施行）

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ。

##### 3. 年金額の改定ルールの見直し（(1)は2018年4月、(2)は2021年4月施行）

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

##### 4. 年金積立金管理運用独立法人（GPIF）の組織等の見直し（2017年10月施行）

##### 5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備（交付日から3月以内施行）

※「3. 年金額改定ルールの見直し」：これまでは、例えば、物価・賃金の伸びが前年よりマイナスであった場合、変動が小さい方を基準にして年金額を改定していましたが、今回の改正で賃金のマイナス変動が物価のマイナス変動より大きくても、賃金変動の方を利用して年金額を改定するというものです。改定ルールの詳細については、後日改めて政策ニュースでお知らせします。